

一般社団法人 Healthcare BCP コンソーシアム 定款施行細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この定款施行細則は、一般社団法人 Healthcare BCP コンソーシアム（災害時福祉・医療機能存続事業連合体：略称 HBC）定款に定めるもののほか、本法人の管理運営に関して必要な事項を定め、その適正を図ることを目的とする。

第2章 会 費

(会 費)

第2条 定款第8条に基づき、本法人に入会しようとする者は、年会費を納入しなければならない。

- 2 団体の正会員の会費は、50,000円（1口）とする。
- 3 個人の正会員の会費は、10,000円（1口）とする。
- 4 賛助会員の会費は、30,000円（1口）とする。

(会費の納入)

第3条 会費は、請求書発行日の翌月末までに、所定の口座に会費を振り込むものとする。

第3章 基 金

(基金)

第4条 定款第36条に基づく基金の拠出は100,000円以上とする。

第4章 資格の付与

(資格の付与)

第5条 本法人は定款第5条の事業を推進するため顧問およびオブザーバーの資格を付与するものとする。

- 2 顧問およびオブザーバーについては、会員および学識経験者等の中から理事会が選任して資格を付与する。
- 3 顧問は、定款第31条で定める理事会に参加し、法人活動の向上のために技術・知識などを提供することができるが決定権・議決権はもたない。
- 4 オブザーバーは、定款第44条で定める委員会に参加することができるが決定権・議決権はもたない。

第5章 報 酬

(報酬)

第6条 理事長、理事、監事は無報酬とする。

第6章 規則の変更または廃止

(規則の変更)

第7条 本定款施行細則は理事会の決議によって変更または廃止することができる。

附 則

(施行期日)

この定款施行細則は、平成29年12月1日に制定し、平成29年12月1日から適用する。